

お世話になっております。

ISM 事業協同組合事務局よりお知らせです。

昨日、6月10日にISM 事業協同組合は外国人技能実習機構名古屋事務所の実地検査（監査）を受けました。

コロナ禍なのか、事前連絡を1週間ほど前に頂いての実施です。管理団体への実地検査（監査）は毎年実施されます。検査員は名古屋事務所指導課の山本様、お一人です。

質問及び確認内容のポイントは、

1. 組合が実施する皆様方実習実施者への定期監査が規定通り実施されているか、機構への監査結果は遅滞なく報告されているか。

※ このことに関しまして、3か月に1度以上お伺いしなければなりません。機構の考え方は1年365日を4回で割って91日が監査のインターバルになるので、91日を超えての実施は基本原則NGということでした。1号の実習生がいない状況でも、ほぼ毎月訪問指導でお伺いしていますので、定期監査の実施日が多少後ろにずれても大きな問題にはならないという勝手な判断でした。

コロナ禍に於いて、皆様方にお伺い予定のFAXを入れさせていただき、都合が合わないときは調整することをご協力をお願いしてきましたが、リモートでの監査を認めている機構としましては、間が91日を超えて空くのは規定違反ということになるようです。

※ 以上を鑑み、今後の日程調整では91日を超えないところで日程調整にご無理をお願いすることになりますので、ご理解、ご協力の程よろしく願いいたします。調整が困難な状況であれば、訪問担当とご相談ください。リモートで実施するのも一つの方法です。

2. 定期監査でお伺いするときに、実習生の私物保管庫で鍵付きの話はされてますか？  
の問いに対しては、併せてメール等で情報発信もしていると答えましたが、技能実習機構内で地方事務所また各事務所毎の担当者によっても鍵付き保管庫の定義がまちまちで、統一しようという話になったようです。

※ 添付の写真をご覧ください。

従来は、スチールロッカーのようなものが代表的なイメージでしたが、やはりしっかりしたものは高価で、かといって重量物で一人で簡単に運び出しが出来ないと言って

も、基準が不明確です。そこで、写真のような（財布、手持ち現金、パスポート、年金手帳貴金属類など）が入る程度の大きさのケースを、ワイヤーロックで何かに括り付けて（自転車の盗難防止のイメージ）おくことでOKということに統一されたようです。

もう一つの方法は、以前から当組合も主張してきましたが、実習生のスーツケース、トランクケースを利用する方法です。鍵は掛けれるが持ち出せることがNGでしたが、スーツケースの取っ手などを、上記と同様にワイヤーロックで何かに括り付ける方法です。この何かには・・・いろいろな方法が考えられますので、皆様の企業内で、自作や調達できる部品などを利用して工夫されても良いと思います。多少、自由度が広がりましたのでご参考にして頂ければと思います。

3. 当組合が皆様にご請求させていただいています監理費の支出内訳の一部の確認がありました。訪問指導、あるいは定期監査でお伺いした際に発生した費用内訳で、訪問日と支出日がすべて一致、及び支出内訳が解かり易く記載されていたので、問題なしということでした。当組合の強みは、通常総会が開催できることにあります。組合法及び技能実習法を順守できるのも皆様のご協力あっての賜物ですが、皆様方にご指導させていただく立場として機構の監査で汚点無きよう、日々精進して参りますので、皆様には技能実習制度に対するさらなるご理解とご協力の程、宜しく願いいたします。